

| | |
|---------|----------|
| 議 会 資 料 | 議案第 67 号 |
| 健康推進課 | |

令和6年度 志摩市一般会計補正予算（第3号）について

1. 補正予算が必要な理由

新型コロナワクチン接種後、健康被害が生じたことによる予防接種健康被害救済制度の認定があったことから、申請者への給付金の支払いを早急に行うため、補正をするものです。

2. 予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障がいが残ったりすること）が起こることがあります。

極めてまれではありますが、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

～給付の種類～

| | |
|---------------|----------------|
| 医療機関で医療を受けた場合 | 医療費及び医療手当 |
| 障害が残ってしまった場合 | 障害児養育年金または障害年金 |
| 亡くなられた場合 | 葬祭料、死亡一時金 |

～給付の決定～

提出いただいた資料をもとに、市町村、厚生労働省が必要書類等の確認をします。その資料に基づき、厚生労働省が設置する予防接種・感染症・法律などの外部の専門家により構成される疾病・障害認定審査会で、因果関係を判断する審査が行われます。審査の結果を受け、市町村が給付金の支払いを行います。

～給付金の支払い～

市が申請者に給付金の支払いを行います。負担割合に応じて国及び県から市に負担金が入ってきます。今回の新型コロナワクチン接種は特例臨時接種ですので、全額が国の負担となります。

3. 今回認定のあった内容

- 認 定 日 令和6年8月1日
- 当市受理日 令和6年8月13日
- 給付件数 1件
- 給付内容 医療費及び医療手当、葬祭料、死亡一時金
- 給付額 45,274千円

※その他、詳細につきましては、個人の特定につながるおそれがありますので、非公表とさせていただきます。